

平成 31 年（2019 年）1 月 9 日
健康増進課 感染症対策担当
担当者 増本、古賀
内線 1836 直通 0952-25-7075
E-mail: kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

インフルエンザの流行発生「注意報」を発表します ～インフルエンザ患者が増加しています～

佐賀県では、平成 30 年 12 月 31 日（月曜日）～平成 31 年 1 月 6 日（日曜日）の週（第 1 週）の感染症発生動向調査で、インフルエンザの定点医療機関あたりの患者報告数が 15.36（患者報告総数 599 人）となり、注意報の基準値である「10」を超えたので、インフルエンザ流行発生注意報を発表します。

今後も更なる患者数の増加と集団生活の場における感染拡大が懸念されますので、下記のことについて留意して感染予防に努めましょう。

子ども、高齢者、妊娠中の方、基礎疾患をお持ちの方は、重症化することがありますので、一層の注意が必要です。

（注）

- 定点医療機関とは、感染症の発生状況を知るために対象感染症ごとに一定の基準に従って県が各地区に定めた医療機関のことです。
- 定点医療機関あたりの患者報告数とは、一週間に一か所の定点医療機関からどのくらいの受診者がいたかを表すもので、全患者報告数を定点医療機関数（インフルエンザ定点医療機関数 39）で除した値となります。

記

1 予防方法

- 石鹸を使ってこまめに手を洗いましょう。
- 日頃から、十分な栄養と休養をとり、規則正しい生活を心がけましょう。
- 周囲でインフルエンザの流行がみられる時は、特に注意し、毎日の体温測定など健康観察を行い、早期発見に努めましょう。
- できるだけ人混みを避けましょう。
- インフルエンザの予防接種は、発症予防もしくは重症化予防に有効とされています。希望される場合は、医療機関に御相談ください。

2 かかったと思われる場合

- 早めに医療機関を受診しましょう。
（症状が出てから概ね 48 時間以上経過すると、ウイルスが増えすぎて薬が効かなくなる場合がありますので注意しましょう）
- 咳があるときは、マスクを着用しましょう。
特に医療機関を受診する際は、他の患者への感染防止のため、マスクを着用してください。

- 外出を控え、医師の指示に従い療養しましょう。
- 次のような症状がある場合は、すぐに医師に相談しましょう。

【小児】

- ・呼吸が速い、息苦しそうにしている。
- ・顔色が悪い（土気色、青白いなど）。
- ・嘔吐や下痢が続いている。
- ・落ち着きがない、遊ばない、反応が鈍い。
- ・症状が長引き、悪化してきた。
- ・けいれん、意識障害（視線が合わない、眠り続けるなど）、異常な言動がある。

【大人】

- ・呼吸困難又は息切れがある。
- ・胸の痛みが続いている。
- ・嘔吐や下痢が続いている。
- ・3日以上、発熱が続いている。
- ・症状が長引き、悪化してきた。

3 学校・幼稚園、社会福祉施設等関係者の皆様へ

- 日頃から幼児、児童生徒、入所者の発熱等の健康観察を行い、有症状者に対しては、早期受診を勧奨してください。
- 施設内へウイルスが持ち込まれないよう対策を講じてください。
 - ・教職員、施設職員は、日頃から自身の健康管理に努め、自身が感染源にならないようにしてください。
 - ・施設においては、面会者等にインフルエンザ様症状の有無をチェックするなど注意喚起をしてください。
- 定期的に窓を開放するなどこまめに換気を行ってください。
（目安として、1時間に1回、5分程度。学校であれば休み時間のたびに実施）
- インフルエンザの集団発生が疑われる場合は、学校医等に報告するとともに、最寄りの保健福祉事務所へ御相談ください。

【参考】 《注意報等の発表日》

シーズン	流行入り	注意報	警報
平成 30～31	平成 30 年 12 月 19 日	平成 31 年 1 月 9 日	
平成 29～30	平成 29 年 11 月 29 日	平成 29 年 12 月 20 日	平成 30 年 1 月 17 日
平成 28～29	平成 28 年 12 月 7 日	平成 29 年 1 月 18 日	平成 29 年 1 月 25 日
平成 27～28	平成 28 年 1 月 20 日	平成 28 年 2 月 3 日	平成 28 年 2 月 10 日
平成 26～27	平成 26 年 12 月 10 日	平成 27 年 1 月 7 日	平成 27 年 1 月 15 日
平成 25～26	平成 25 年 12 月 4 日	平成 26 年 1 月 22 日	平成 26 年 1 月 29 日
平成 24～25	平成 24 年 10 月 31 日	平成 25 年 1 月 9 日	平成 25 年 1 月 23 日
平成 23～24	平成 24 年 1 月 18 日	平成 24 年 1 月 25 日	平成 24 年 2 月 8 日
平成 22～23	平成 22 年 12 月 8 日	平成 23 年 1 月 13 日	平成 23 年 1 月 26 日

【参考】

○ 厚生労働省

「インフルエンザ（総合ページ）」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html

「平成30年度インフルエンザQ&A」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

○ 佐賀県「季節性インフルエンザ」

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00334812/index.html>

《感染症発生動向調査に基づく流行の注意報の基準》

佐賀県では、インフルエンザの流行レベルごとに県民に注意喚起を行っています。各流行レベルの基準は、1医療機関当たりの患者数が下表の基準を超えた場合です。

注意報レベルに達すると、今後4週間以内に警報レベルの大きな流行が発生する可能性がありますので注意が必要です。そこで、流行発生注意報の発表段階においては、流行が拡大している局面にあることを考慮した上で、次の内容を県民等に呼びかけています。

- ① 感染予防に関すること
- ② 感染拡大防止対策に関すること
- ③ り患した時の対応や重症化予防等に関すること
- ④ 自宅療養に関すること
- ⑤ その他の必要事項

〔基準〕 ※定点医療機関当たりの患者数		
流行入り	注意報	警報
1.00	10	30

※流行発生注意報の解除

流行発生警報の開始基準値に達した（警報を発表した）場合、または流行発生警報の開始基準に達しなかったときで定点報告数の県全体の平均値が流行発生注意報の基準値を下回った場合、自動的に解除されます。